

剪定枝粉砕機使用にあたっての遵守事項

1. ゴーグル、ごみ手袋（グローブ）を必ず身につけてから、剪定枝粉砕機（以下「粉砕機」という。）を使用してください。
※軍手の使用は禁止（枝に絡まって引込まれる場合があります。）。
2. 粉砕しようとする剪定枝は、杉戸町内の家庭や管理組合等の団体が管理する敷地内から発生するものに限ります。事業所等から発生するものや、事業として請け負ったものについては、使用できません。
3. 粉砕機に投入できる木の太さは、最大直径で 30 mm までです。処理能力を超えた太さの木や、竹、ツル、堅い木等は、故障の原因になります。また、うるし等用途に適さない木には使用しないでください。
4. 粉砕機を使用する際は、騒音の防止、剪定枝の散乱防止等、周辺環境に十分配慮してください。
5. 作業中は、粉砕機の前後に立たないでください。枝を入れるときは、粉砕機の横に立って投入してください。枝が詰まったときは、取扱説明書の手順に沿って枝を取り出してください。
6. 粉砕チップは、資源化を図ることを目的としていますので、町のごみ収集に出さないでください。
7. 粉砕機を第三者に転貸しないでください。
8. 利用者が粉砕機を使用するにあたり、使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき事由により事故が生じた場合は、利用者自らの責任においてこれを解決するものとし、町は当該事故による損害賠償を一切負いません。
9. 利用者の責めに帰すべき事由により粉砕機を損傷し、又は滅失した時は、これを修理し、又はその損害を賠償していただきます。
10. 粉砕機に故障等の異常がある場合は、すぐに使用を中止し、杉戸町環境課に報告し、その指示に従ってください。